

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」
等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和 5 年 12 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集を行った結果、9 件の御意見を頂きました。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁（金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令 64 号）

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部を改正する命令（令和 6 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令 第 2 号）

2 命令等の案を公示した日

令和 5 年 12 月 1 日

3 頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方

頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本政令案等に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 意見公募手続を実施した案からの修正

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則別記様式第 1 号及び第 3 号の備考について、技術的修正をしました。

5 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 9 件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	9 件
電子メール	0 件
郵 送	0 件

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」
等に対する御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について

1 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」
関係

新法施行後の司法書士等による取引時確認の経過措置の規定（本政令案附則第2条から第5条まで）に対しては、

- 司法書士等にとって、「事業譲渡その他これらに準ずるもの」が明確となるような措置を講じられたい。

といった御意見がありました。

同条の「事業譲渡その他これらに準ずるもの」とは個別に判断されるべきものであり、あらかじめその範囲を明確化しておくことは困難であると考えております。

2 その他

本政令案等に対する直接の御意見ではありませんが、

- 令和4年11月24日参議院内閣委員会「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」のとおり、円滑に取引時確認を行うことができるよう、法改正の内容を国民に対して十分に周知・広報し、実効的なマネー・ローンダリング対策等の実現に万全を期していただきたい。

といった御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。